

原議保存期間	5年（令和9年3月31日まで）
有効期間	一種（令和9年3月31日まで）

警視庁生活安全部長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第67号
令和4年3月25日
警察庁生活安全局保安課長

ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について（通達）

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）第12条第1項に基づき、平成31年4月19日に策定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、策定されてから約3年が経過し、その間のギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに基本法第23条に基づく実態調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、本日別添のとおり変更された。

基本計画の概要、ぱちんこにおける取組及び都道府県警察の活動に関連する施策については下記のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、基本計画の内容を踏まえ、引き続き、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努められたい。

なお、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定について（通達）」（平成31年4月19日付け警察庁丁保発第77号）は、本日をもって廃止する。

記

1 基本計画の概要

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

今般変更された基本計画は、基本法第12条第1項に基づき、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、

- ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等
- 基本法第14条から第23条までに規定する基本的施策に係る具体的取組等を策定しているものである。

2 ぱちんこにおける取組（【】内の記号は基本計画中の記載箇所を表す。）

- (1) ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方【第二章－I－4－第1－1・2】
 - 全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
 - 普及啓発の推進
- (2) ぱちんこにおけるアクセス制限【第二章－I－4－第2－1・2】

- 自己申告・家族申告プログラムの運用改善と利用促進に向けた広報の強化
- 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

(3) ぱちんこにおける施設内の取組【第二章－Ⅰ－４－第３－１・２】

- ぱちんこ営業所のＡＴＭ等の撤去等
- 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

(4) ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組【第二章－Ⅰ－４－第４－１～３】

- 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
- ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介
- リカバリーサポート・ネットワーク（ＲＳＮ）の相談体制の強化及び機能拡充のための支援

(5) ぱちんこにおける依存症対策の体制整備【第二章－Ⅰ－４－第５－１～６】

- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化
- ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づいた取組の推進
- 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の活用
- 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査
- ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善
- 地域連携の強化

(6) 依存症対策の基盤整備・様々な支援【第二章－Ⅲ－第１】

- 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現

(7) 相談支援・治療支援【第二章－Ⅲ－第３－２】

- ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化

(8) 研究調査・実態調査【第二章－Ⅳ－７】

- リカバリーサポート・ネットワーク（ＲＳＮ）の相談データの分析等によるぱちんこへの依存問題の実態把握

3 都道府県警察の活動に関連する施策

(1) 各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援の実現【第二章－Ⅲ－第１】

各都道府県警察にあつては、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制への参画について（通知）」（令和元年９月１９日付け警察庁丁保発第１１２号）に基づき、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、各地域における他の関係機関との円滑な連携を確保するなどしているところであるが、引き続き、こうした連携協力体制への積極的な参画を図られたい。

(2) 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【第二章－Ⅴ－３】

引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、ゲーム機等使用賭博事犯（オ

ンラインカジノに係る賭博事犯を含む。)の取締りを実施することを通じ、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を継続して推進すること。

4 その他

(1) 留意事項

基本計画に基づくぱちんこ業界の自主的な取組については、法令に基づき求められているものではないことに留意すること。特に、ATM及びデビットカードシステムについては、その設置が民間事業者間の契約関係に基づき行われているという現状に留意すること。

(2) 都道府県計画

基本法第13条第1項において、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならないこととされているところ、令和3年9月末時点で21の道府県において都道府県計画が策定されているが、今後、各都道府県において都道府県計画が策定又は変更された場合には下記担当まで随時報告すること。